

8. 医師賠償責任保険

(1) 日本医師会医師賠償責任保険(日医医賠責保険)

1. 制度の主旨

会員にかかわる医療事故をめぐる紛争に関して、公正・妥当な判断を行うとともに、会員が負担すべき経済的損失を補償し、これにより国民医療の健全な発展に寄与することを目的として、昭和48年に設けられた制度です。

2. 特長

日本医師会が事業主体となり、付託のあった事案について、複数の医師・医療紛争に詳しい弁護士による調査・検討が行われ、さらに、保険会社や日本医師会の利益を代表しない医学・法律の有識者によって構成される賠償責任審査会が設けられており、様々な角度から検討し、中立・公平な判断を行っています。また、日本医師会・都道府県医師会と保険会社が協力して紛争解決に当たる体制が整っています。

3. 被保険者

この保険の被保険者(保険の補償を受ける者)は日本医師会A会員個人(A①およびA②会員)です(会員区分については後注参照)。

4. 保険金

保険金には損害賠償金(一事故1億円・保険期間中3億円まで、ただし免責金額100万円を差し引いた額)と争訟費用(弁護士費用等)が含まれます。

5. 紛争処理の流れ

医事紛争への進展が予想される事例が発生した場合には、あらかじめ本会(岡山県医師会)へ通知しておくことをお勧めします。また、損害賠償の請求を受けたときは(文書、口頭いずれでなされた場合でも可)、その旨を本会へ報告してください。

被障がい者側から100万円を超える損害賠償の請求を受けた場合(超えると予想される場合を含む)には、本会を経由して日医へ処理を付託することになります。

付託を受けた日医は、保険会社と協議しつつ賠償責任審査会へ審理を委ねます。

審査会では、医学、法律の専門家による第三者的な立場からの審査が行われ、賠償責任の有無および金額が決定され、解決策が示されます。

この決定結果に被障がい者側が満足せず、訴訟に持ち込まれた場合は、弁護士が裁判への対応に当たります。

審査会が有責とした場合、また審査会が無責としても裁判で敗訴になった場合には、保険金が支払われます。

無責に終わった場合には、損害賠償金は出せませんが、争訟費用は支払われます。

和解、示談については、日医の指示に従うこととなります。

弁護士の選任についても本会の指示に従っていただくこととなります。

◆ 詳細は本会発行の「医事紛争の防止と処理のガイドブック」をご参照願います。

(2) 日医医賠償特約保険(特約保険)

この保険は平成 13 年に創設されました。日本医師会 A 会員の行為者責任を担保にすることに加えて、A 会員の管理者責任にも対応できるように創られたのが、「日医医賠償特約保険」であり、この保険は A 会員一人ひとりが、任意に加入を選択でき、高額賠償事例にも対処できるように配慮されています。

1. 特約保険の特長

(1) 「カット払い」の解消

日医医賠償保険は、A 会員以外の他の医師に責任がある場合や、法人固有の責任については、その責任負担額部分を控除して保険金が支払われます(いわゆる「カット払い」)。特約保険は、日医医賠償保険で控除される保険金部分を支払うことにより、カット払いを解消しています。

(2) 高額賠償への対応

一事故 3 億円、保険期間中 9 億円です。

(3) A 会員による任意加入制度(日医医賠償保険の補完的活用)の実現

(4) 合理的な掛け金

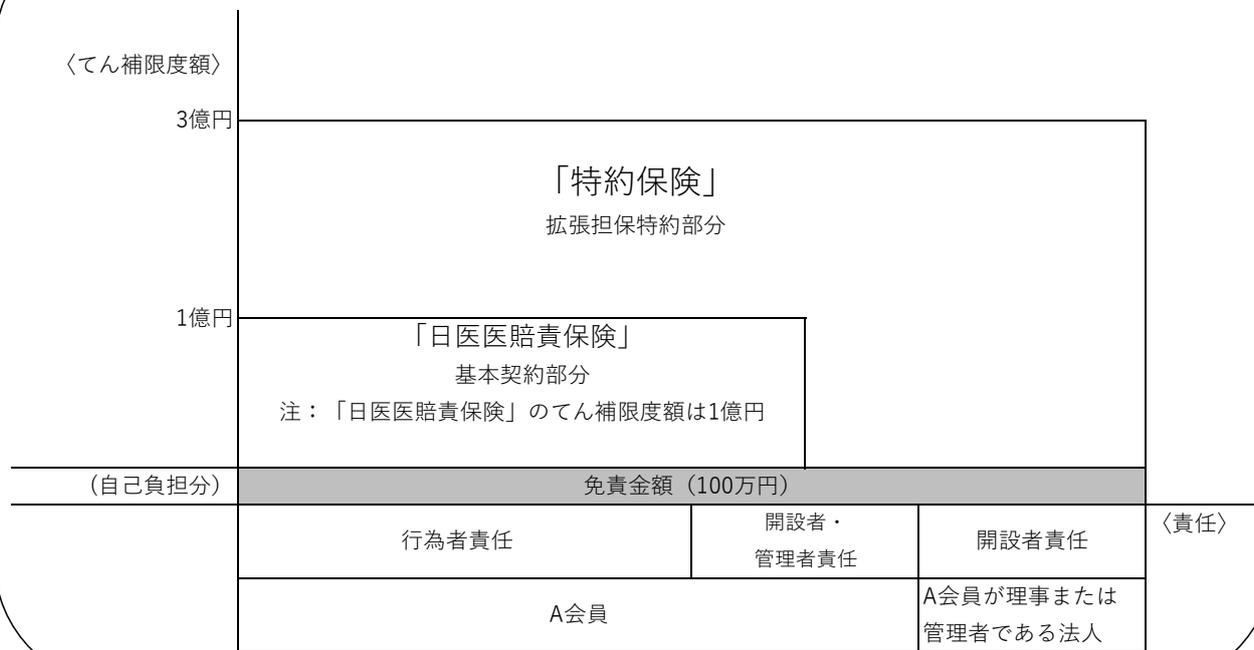
(5) A②会員に対してもメリット

A②会員自身も個人として、高額賠償に備えられるようにしています。

非 A 会員のみが「単独で賠償請求されるケース」は対象外です。

(6) 日医医賠償保険の特色を継承

特約保険と日医医賠償保険の関係



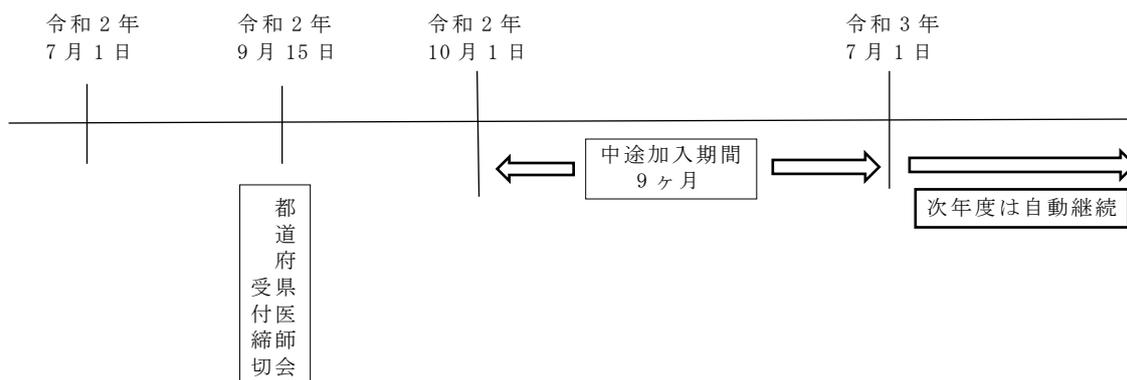
中途加入の掛金は下記の年間掛金に対し、加入月数に対応する月割になります

①診療所・ 介護医療院 (19名以下)	20,000円																					
②A2会員	20,000円																					
③病 院・ 介護医療院 (20名以上)	掛金	=	<table border="1"> <tr> <td>補償対象の 病院等に常 勤する A2会員数</td> <td>* 2</td> <td>1病床または 定員1名あたり掛金</td> <td>* 3</td> <td rowspan="3">× 一般・療養病床 の許可病床数 または定員数 - 40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>在籍なし</td> <td>13,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1～2名</td> <td>13,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3名以上</td> <td>12,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	補償対象の 病院等に常 勤する A2会員数	* 2	1病床または 定員1名あたり掛金	* 3	× 一般・療養病床 の許可病床数 または定員数 - 40,000円		在籍なし	13,800円			1～2名	13,100円			3名以上	12,400円			
補償対象の 病院等に常 勤する A2会員数	* 2	1病床または 定員1名あたり掛金	* 3	× 一般・療養病床 の許可病床数 または定員数 - 40,000円																		
	在籍なし	13,800円																				
	1～2名	13,100円																				
	3名以上	12,400円																				

- * 1 上記掛金には、制度運営に関わる経費が一部含まれています。
- * 2 病院については、常勤A2会員の在籍数に応じて、掛金区分が異なります。
- * 3 病床数は、医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。
- * 病院の精神病床については、別途、日本医師会(Tel 代表 03-3946-2121)まで
ご照会ください。

中途加入の例

〈令和2年10月1日から中途加入する場合の手続きスケジュール〉



〈診療所を対象施設として令和2年10月1日から中途加入する場合の掛金〉

20,000円(年間掛金)×(9ヶ月/12ヶ月)=15,000円

注1. 日医の会員区分および会費

A①会員	年額	126,000 円	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員
A②(B)会員	年額	68,000 円	上記 A①会員および A②(C)会員以外で 31 歳以上の会員
		39,000 円	上記 A①会員および A②(C)会員以外で 30 歳以下の会員
A②(C)会員	年額	15,000 円 (減免適用後)	医師法に基づく研修医
B 会員	年額	28,000 円	上記 A②(B)会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員
C 会員	年額	無料 (減免適用後)	上記 A②(C)会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

}	高齢減免 (医賠償保険加入)	A①	78,000 円	
		A②(B)	52,000 円	
	疾病・出産育児他の減免 (医賠償保険加入)	A①	66,000 円	
		A②(B)	40,000 円	31 歳以上
		A②(B)	15,000 円	30 歳以下
	A②(C)	15,000 円		

注2. 岡山県医師会の会員区分

- A 会員 医療機関等の開設者又は管理者である会員及びこれらに準ずる会員をいい、各医療機関等に 1 名とする。
会費 (年額 102,000 円) および負担金を賦課する。
- B 会員 A 会員及び C 会員以外の会員をいう。
会費 (年額 18,000 円) を賦課する。
- C 会員 医師法に基づく研修医をいう。
会費無料

(3) 福祉部医師賠償責任保険 (100万円医賠償保険または損保ジャパン医賠償保険)

1. この保険の主旨

この保険は、日医医賠償保険の免責部分(自己負担部分)100万円の補填、および賠償請求額100万円以内の医事紛争と、日医医賠償保険の対象になっていないいわゆる施設賠償、すなわち施設管理に係る事故、たとえば患者が施設の火災そのほかの管理上の不備で死傷または物的損害を受けたような事故や、給食等による事故等で損害賠償を求めてきたときなども対象としております。本会と損害保険ジャパン株式会社との団体契約に基づき、協議しながら紛争の解決に当たります。

2. 保険金

医療上の事故に対しては100万円まで、施設・給食等による事故については、コースによって異なりますが、コース①の場合対人1名につき1億円、1事故につき2億円、対物1事故につき1,000万円を補償します。

3. 加入資格

日本医師会のA①、A②会員の任意加入によります。いつからでも加入できますが、契約は毎年7月1日自動更新されます。

4. 保険料

保険料は、A①会員の場合は施設賠償込みでコース①*の場合年額6,896円、A②会員の場合は施設賠償を含まず年額4,000円、いずれも個人加入の場合の保険料の20%安になっております。保険料はご指定の口座から引き落とします。

※施設・給食等による事故(施設賠償)につき、高額な保険金額のコースもあります。また、看護職・医療従事者の個人責任も包括的にカバーできる保険をオプションで追加することも可能です。詳しくはパンフレットをご参照願います。

- ◆ 本会では医療事故担当理事を置き、医療事故対策委員会を設け、また顧問弁護士を委嘱しておりますので、いつでもご相談ください。

(4) 個人情報漏えい保険(医療機関専用)

1. この保険の主旨

医療機関で取り扱う個人情報は過去の病歴や生活習慣、遺伝子情報等、極めてプライバシー度の高いセンシティブな情報が多く、又、医師法第24条により「カルテの5年間保管」が義務付けられている等、第三者への損害賠償に関する補償の対応への備えから本会と損害保険ジャパン株式会社との団体契約に基づき運用されております。

2. 加入資格

岡山県医師会の会員で福祉部医師賠償責任保険(100万円医賠償保険)の加入者です。

3. 加入の単位

開設施設単位(病院・診療所ごと)の契約となります。

(5) 介護保険法&障がい者総合支援法・社会福祉法指定事業者向け賠償責任保険(ウォームハート)

1. この保険の主旨

介護保険法または障がい者総合支援法・社会福祉法の指定事業者向けの賠償責任保険であり、指定事業者の法律上の賠償責任を包括的に補償します。

具体的には、業務遂行や施設の所有・使用・管理に起因する身体障がいや財物損壊、生産物や業務の結果に起因する身体障がいや財物損壊、受託管理財物の損壊等、臨時借用自動車の事故、プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害、身体障がいや財物損壊を伴わない経済的損失を補償します。

本会と損害保険ジャパン株式会社との団体契約に基づき運用されております。

2. 加入資格

岡山県医師会の会員かつ以下の運営者です。

●介護保険法に定める次の事業者および施設の運営者

「指定居宅サービス事業者」「指定居宅介護支援事業者」「指定地域密着型サービス事業者」「指定介護予防サービス事業者」「指定地域密着型介護予防サービス事業者」「指定介護予防支援事業者」「地域包括支援センター」「介護保険施設」等

●障がい者総合支援法に定める次の事業者および施設の運営者

「指定障がい福祉サービス事業者」「指定相談支援事業者」「指定障がい者支援施設」「地域活動支援センター」等

●社会福祉法に定める次の事業者および施設の運営者

「第一種社会福祉事業者」「第二種社会福祉事業者」

(6) クレーム対応費用保険

1. この保険の主旨

医師賠償責任保険では補償されないクレーム行為(インターネットでの風評被害も含まれます)に係る専門相談窓口での無料相談及び弁護士費用を補償する保険で、本会と損害保険ジャパン株式会社との団体契約に基づき運用されております。

具体的には受付スタッフへのクレームや治療への無理難題、セクシャルハラスメント等により診療が阻害された場合の人的・精神的負担の増加や弁護士委任の費用負担といった「リスク」に備えることができます。

2. 加入資格

岡山県医師会の会員

3. 無料相談対象者、弁護士費用の被保険者

- ・岡山県医師会の会員
- ・岡山県医師会の会員が開設する医療機関の役員、使用人およびその業務の補助者
- ・岡山県医師会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設の役員、使用人およびその業務の補助者

- ◆ (3)、(4)、(5)、(6)の保険料など詳細は、福祉部が用意しておりますパンフレットでお確かめ下さい。